

西区役所発注の業務委託契約案件における随意契約(特名随意契約)の結果について(少額随意契約を除く)(平成29年度 1月~3月)

No.	案件名称	委託種目	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
1	大阪市西区役所住民情報業務等委託	情報処理 人材派遣 その他	富士ゼロックスシステムサービス株式会社	25,236,144円	平成30年1月31日	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号	G26	—
2	障がい者の就業訓練を目的とした西区役所庁舎清掃業務委託(長期継続)	建物等清掃	大阪知的障害者雇用促進建物サービス事業協同組合	17,041,996円	平成30年3月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G5	—

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市西区役所住民情報業務等委託

2 契約の相手方

富士ゼロックスシステムサービス株式会社

3 随意契約理由

大阪市においては、「民間でできることは民間に委ねる」との考え方のもと、市民サービスの向上と効率的な業務運営の実現に向けて、「西区役所窓口サービス課（住民情報）」における住民情報業務（窓口処理業務・郵送等処理業務）、手数料の徴収・収納業務、その他関連業務について、個人情報の保護に十分留意したうえで委託している。

本業務は、平成30年1月31日をもって現受注事業者との契約期間終了により、次期契約に向けた公募型プロポーザル方式による募集を行ってきた（公示日：1回目平成29年8月1日、2回目平成29年10月6日）が、2回目の再募集である平成29年11月8日の企画提案書類受付締切日において、当区への企画提案書類を提出する事業者がなかった。

本業務は、発注公示から運用準備期間を経て運用が開始するまで、通常は約6ヶ月のスケジュールを確保していることから、ただちに再々発注を行ったとしても、平成29年2月1日の次期契約の運用開始時には間に合わず、住民情報窓口の運営を担う人的リソースが著しく不足し、住民情報窓口の運営に多大な困難をきたす事態に陥ることが想定されることから、再々発注による次期契約決定までの4ヵ月間について、現受注事業者と随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第6号

5 担当部署

西区役所窓口サービス課（住民情報） 電話番号 06-6532-9963

随意契約理由書

1 案件名称

障がい者の就業訓練を目的とした西区役所庁舎清掃業務委託（長期継続）

2 契約の相手方

大阪知的障害者雇用促進建物サービス事業協同組合

3 随意契約理由

本市や大阪府の取り組みにより、障がいのある人、職業的重度の障がいのある人において、清掃業務に適正のある人が多くおられ、雇用に結びついた実績が上がっていることから、本市施設の清掃業務を活用した実践的な職業訓練を委託し、訓練から雇用・就労へとつなげ、障がい者の自立と社会参加を図るという目的を達成するため、受託事業者の持つ障がい者への就業訓練に関するノウハウや一般就労へ向けた支援などの専門性を活用するため、コンペ方式により請負事業者の選定を行った。

大阪知的障害者雇用促進建物サービス事業協同組合は、平成30年1月に開催されたコンペにおいて総合的に優れた提案を行ったため、上記事業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

西区役所総務課 電話番号 06-6532-9939